

『Go To トラベルキャンペーン対象高速道路周遊パス(東京・神奈川・静岡周遊コース、愛知・静岡周遊コース、東京・山梨・南信州周遊コース、愛知・南信州周遊コース、愛知・岐阜周遊コース、愛知・三重周遊コース、北陸・飛騨周遊コース)』 利用約款

(通則)

第1条 本約款は、中日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する別表1に定めるプラン(以下「本プラン」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 給付対象商品 サービス産業消費喚起事業(Go To トラベル事業)旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領(以下、「取扱要領」といいます。))で定める宿泊商品、宿泊を伴う旅行商品及び日帰り旅行商品をいいます。
- 六 宿泊施設等 給付対象商品により利用する宿泊施設等をいいます。
- 七 給付額 給付対象商品の代金の2分の1の金額をいいます。
- 八 割引額 給付額の10分の7の額の金額をいいます。ただし、算定結果の1円未満は切り捨てします。
- 九 地域共通クーポン 給付対象商品又は本プランに付随して配布される土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで利用できる共通クーポンをいいます。
- 十 地域共通クーポン額 給付額の10分の3の金額をいいます。ただし、算定結果の100円の位を四捨五入し、1,000円単位とします。
- 十一 宿泊クーポンコード 旅行者の給付対象商品に対する割引額を識別するための英数字をいいます。

(本約款以外の適用)

第3条 本約款に定める条項のほか、当社と連携して給付対象商品を提供する旅行会社が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。)とします。

(利用期間等)

第5条 本プランの実施期間は、2020年9月18日から2021年2月1日までとし、申し込み時に登録を行う利用開始日から最大2日間(利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日に申し込みを行う場合は、申し込みが完了した時点から利用終了日の24時まで)を

利用可能期間とします。ただし、2月1日に利用を開始する場合は、割引対象となりません。また、給付対象商品として当社に割り当てられた給付額の範囲を超過した場合には、第6条第1項に定める申し込みの受付の終了または一時停止を行う場合があります。

- 2 利用可能期間以外の日に通ずした場合、通常料金(時間帯割引が適用される場合、時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じです。)をお支払いいただきます。
- 3 各通行に係る通行日の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通過日時をもって行います。(本線料金所が設置されている場合は本線料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。また、単純支払方式の区間では、その通行にかかる通行料金をお支払いいただく料金所の通過日時をもって、各通行の利用日の判定を行います。)

(申込方法等)

第6条 本プランの申し込みには、別表4に定める旅行事業者等が取り扱う宿泊施設等の申し込み又は予約(以下「宿泊予約」という。)が必要となります。

- 2 本プランの利用開始日から利用終了日までの一部又は全ての日が、宿泊施設等のチェックイン日からチェックアウト日までの日と重複している場合に限り、本プランの申し込みが可能となります。なお、申し込みの際には、宿泊クーポンコード、宿泊施設等が所在する都道府県、宿泊施設等のチェックイン日及びチェックアウト日の申し出が必要となり、これらの事項が正しく入力されていない場合、本プランの申し込みは無効となります。
- 3 本プランの申し込みは、本約款に定める事項に承諾のうえ、当社インターネットホームページから本プランの適用対象となる通行を開始するまでに行ってください。なお、申し込み時に「速旅」へのWeb会員登録が必要となります(既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。)
- 4 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況に関わらず、当該メールの発信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 5 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。
- 6 当社とお客さまとの売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。
- 7 第15条第1項に定める解約可能期間内に本プランを解約した場合又は同条第2項の定めにより解約となった場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷した場合は、本申込確認書を破棄ください。
- 8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一日の申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第15条第1項に定める解約可能期間内に解約してください。解約しない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社は払い戻し等を一切行いません。
- 9 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランに申し込みいただけません。

(受付内容の変更)

第7条 申込確認書の通知後は、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第15条第1項に定める解約可能期間内に本プランを解約したうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

(利用可能な区間)

第8条 本プランの対象となる通行は、本プランの利用可能期間内において、周遊エリア(別表3に定める区間名内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。)内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行(回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。)とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金(以下「区間外料金」といいます。)をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

(利用の開始及び終了)

第9条 本プランは、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した走行の満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

(利用方法)

第10条 本プランの対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般(有人)レーン(以下「一般レーン」といいます。)で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン(レバー)」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン(レバー)」によりお申し出ください。

(料金及び請求)

第11条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

2 当社は、申込者が宿泊予約を経て、本プランへ申し込んだことを確認した場合、給付対象商品とみなし、本プランの料金として、別表2に定めるお支払い実額を請求します。

3 前項に定める料金の請求後、宿泊施設等の利用が確認できない場合は、給付対象商品によらない走行とみなし、別表1に記載の本プランの料金を適用するものとし、別表2に定めるお支払い実額との差額を請求します。

4 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して本プランの料金を一括して請求します。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。なお、本プランの対象となる通行であっても、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となります。

5 本プランの料金の請求において、クレジットカード会社又はETCカード事務局(ETC パーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、本プランの対象となる各通行の走行明細は記載されず、本プランの料金を請求する旨の明細の

みが記載されます。ETCマイレージサービスの還元額明細に記載された本プランの対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、代わりに本プランの料金の明細が表示されます。

- 6 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託されたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 7 本プランの対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第12条 本プランに、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、お支払い実額に応じて付与します。なお、第11条第3項に該当した場合は、別表1の額と別表2との差額に応じて付与します。
- 3 申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から本プランの料金を差し引くものとします。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による本プランの料金のお支払いには、マイレージポイントは付与されません。

（適用対象外及び無効）

第13条 各通行が次の各号の一に該当するときは本プランの適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。
 - 二 申し込み時に登録した車種以外の車種で利用になったとき。
 - 三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき。
 - 四 利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出ロインターチェンジを流出しなかったとき。
 - 五 周遊通行以外の通行を行ったとき。
 - 六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。
- 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本プランの申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。
 - 二 申し込み時に登録した1枚のETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。
- 3 本プランの申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、本プランの申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。
- 一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること。
 - 二 申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 三 申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

（地域共通クーポンの取扱い）

第14条 本プランの申込者の令和2年10月1日以降の申し込みについて、次の各号に該当する

場合、宿泊施設等において地域共通クーポンの発行を受けることができるものとします。なお、地域共通クーポンの発行を受けていない場合であっても、第11条第2項及び第3項は適用されるものとします。

- 一 給付対象商品又は本プランにかかる地域共通クーポンの発行枚数を証した書面に高速道路の休憩施設(サービスエリア又はパーキングエリア)に設置するハイウェイ・スタンプを押印し、当該書面を宿泊施設等で提示した場合
- 二 高速道路の料金所において発行する利用証明書を宿泊施設等で提示した場合
- 三 その他本プランの利用が明白だと認められる場合

2 地域共通クーポンの発券後、以下のいずれかに該当する場合は、地域共通クーポンを回収します。なお、すでに地域共通クーポンを使用している場合は、その料金を請求します。

- 一 本プランを利用せずに、地域共通クーポンの発券を受けたことが判明した場合
- 二 虚偽の申請により、地域共通クーポンの発券を受けたことが判明した場合
- 三 第15条に規定する解約を行ったとき

3 当社は、その理由に関わらず、発行された地域共通クーポンの換金及び返金等はいりません。

(解約等)

第15条 本プランの申込者は、ご利用開始日の最初の出口の流出前までに、当社インターネットホームページにおいて本プランを解約することができます。

2 前項による解約が行われない場合であっても、周遊通行を行わなかった場合(第13条第2項及び第3項により無効となった場合を含みます。)は、お申し込み時に遡って解約されたものとし、本プランの料金は請求しません。

3 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額請求し、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。

4 第6条で予約した宿泊施設等の解約を行った場合は、本プランも解約してください。本プランを解約せず高速道路を利用した場合、お客さまが意図しない請求となる場合があります。その場合、当社は請求の中止や払い戻し等を行いません。

(個人情報の保護)

第16条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱いします。

2 当社は、第14条に定める地域共通クーポンを本プランの申込者に提供するため、当社と連携して給付対象商品を提供する旅行事業者等に対し、必要な範囲内で、本プランの申込者の宿泊クーポンコード、周遊パスの予約番号、周遊パスの名称、周遊パスの定価代金、周遊パスの利用開始日、周遊パスの利用終了日を提供いたします。また、第11条第2項に定める料金を判定するため、当社と連携して給付対象商品を提供する法人から、必要な範囲内で宿泊施設等の予約又は申し込みに関する情報を受領します。

(免責事項)

第17条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(準拠法及び裁判管轄)

第18条 本約款は日本国の法令に従って解釈されるものとします。

2 本約款に関する訴えについては、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第19条 当社は、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

附則

本利用約款は令和2年9月11日から適用します

別表1:プラン名及び料金

プラン名	利用可能 期間	プラン料金 (軽自動車等)	プラン料金 (普通車)
東京・神奈川・静岡周遊コース	2日間	7,400 円	9,200 円
愛知・静岡周遊コース	2日間	7,400 円	9,200 円
東京・山梨・南信州周遊コース	2日間	7,400 円	9,200 円
愛知・南信州周遊コース	2日間	7,400 円	9,200 円
愛知・岐阜周遊コース	2日間	7,400 円	9,200 円
愛知・三重周遊コース	2日間	7,400 円	9,200 円
北陸・飛騨周遊コース	2日間	7,400 円	9,200 円

別表2 お支払い実額

プラン名	軽自動車等	普通車
東京・神奈川・静岡周遊コース	4,810 円	5,980 円
愛知・静岡周遊コース	4,810 円	5,980 円
東京・山梨・南信州周遊コース	4,810 円	5,980 円
愛知・南信州周遊コース	4,810 円	5,980 円
愛知・岐阜周遊コース	4,810 円	5,980 円
愛知・三重周遊コース	4,810 円	5,980 円
北陸・岐阜周遊コース	4,810 円	5,980 円

別表3 利用可能な区間

東京・神奈川・静岡周遊コース

E1 東名 東京IC～豊川IC	E1A 新東名 海老名南 JCT～伊勢原大山 IC 御殿場JCT～新城IC
E52 新東名 清水JCT～新清水JCT	E52 中部横断道 新清水JCT～富沢IC
E69 新東名 浜松いなさJCT～三ヶ日JCT	E84 西湘バイパス
E84・C4 新湘南バイパス	E85 小田原厚木道路
C4 圏央道 茅ヶ崎JCT～海老名IC	以下、余白

愛知・静岡周遊コース

E1 東名 御殿場IC～小牧IC	E1 名神 小牧 IC～一宮 IC
E1A 新東名 御殿場JCT～豊田東JCT	E1A 伊勢湾岸道 豊田東 JCT～豊田南 IC
E69 新東名 浜松いなさJCT～三ヶ日JCT	E19 中央道 土岐IC～小牧JCT
E52 新東名 清水JCT～新清水JCT	E52 中部横断道 新清水JCT～富沢IC
C3 東海環状道 豊田東JCT～五斗蔭IC	以下、余白

東京・山梨・南信州周遊コース

E20・19 中央道 高井戸 IC～飯田 IC	E19 長野道 岡谷 JCT～安曇野 IC
E68 中央道 大月 JCT～河口湖 IC	E68 東富士五湖道
E52 中部横断道 双葉 JCT～六郷 IC	C4 圏央道 圏央厚木 IC～八王子西 IC

愛知・南信州周遊コース

E20・19 中央道 甲府昭和 IC～小牧 JCT	E19 長野道 岡谷 JCT～安曇野 IC
E1 東名 名古屋 IC～小牧 IC	E1 名神 小牧 IC～一宮 IC
E52 中部横断道 双葉 JCT～六郷 IC	C3 東海環状道 豊田勘八 IC～五斗蔭 SIC

愛知・岐阜周遊コース

E1 東名 音羽蒲郡 IC～小牧 IC	E1 名神 小牧 IC～八日市 IC
E1A 新東名 岡崎東 IC～豊田東 JCT	E1A 伊勢湾岸道 豊田東 JCT～豊田南 IC
E19 中央道 飯田 IC～小牧 JCT	E41 東海北陸道 一宮 JCT～白川郷 IC
E8 北陸道 米原 JCT～木之本 IC	E67 安房峠道路 平湯 IC～中ノ湯 IC
C3 東海環状道 豊田東 JCT～山県 IC 大野神戸 IC～養老 IC	以下、余白

愛知・三重周遊コース

E1 東名 音羽蒲郡 IC～小牧 IC	E1 名神 小牧 IC～岐阜羽島 IC
E1A 新東名 岡崎東 IC～豊田東 JCT	E1A 伊勢湾岸道 豊田東 JCT～四日市 JCT
E1A 新名神 四日市 JCT～亀山西 JCT 甲賀土山 IC～亀山西 JCT 亀山 JCT～亀山 西 JCT	E19 中央道 土岐 IC～小牧 JCT
E23 東名阪道 名古屋西 JCT～伊勢関 IC	E23 伊勢道 伊勢関 IC～伊勢 IC
E41 東海北陸道 一宮 JCT～一宮西 IC	E42 紀勢道 勢和多気 JCT～紀伊長島 IC
C2 名二環	C3 東海環状道 豊田東 JCT～五斗蔭 SIC 大安 IC～新四日市 JCT
E1 東名 音羽蒲郡 IC～小牧 IC	E1 名神 小牧 IC～岐阜羽島 IC

北陸・飛騨周遊コース

E8 北陸道米原 JCT～朝日 IC	E1 名神 小牧 IC～彦根 IC
E27 舞鶴若狭道 敦賀 JCT～小浜 IC	E41 東海北陸道 一宮 JCT～小矢部砺波 JCT
C3 東海環状道 富加関～山県 IC 大野神 戸 IC～養老 IC	以下、余白

別表4 旅行事業者等

株式会社ピアトゥー
